

京都府立医科大学動物実験委員会規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規程85号

（目的）

第1条 この規程は、京都府立医科大学動物実験規程第4条第1項の規定により置かれる動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、学長の諮問等に応じて次の各号に掲げる事項を審議又は調査するとともに、これらの事項に関して学長に対し助言又は報告するものとする。

- (1) 動物実験計画の内容に関する事
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事
- (3) 動物実験施設及び実験動物の飼養保管状況に関する事
- (4) 動物実験に関する教育訓練に関する事
- (5) 動物実験に関する自己点検・評価に関する事
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事

（組織）

第3条 委員会は、研究部長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医学研究科基礎・社会医学系の教授 4人
 - (2) 大学院医学研究科臨床医学系の教授 4人
 - (3) 医学部医学科教養教育教室担当の教授 1人
 - (4) 実験動物室主任 1人
 - (5) 前号に掲げる者のほか、学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項各号に掲げる委員には、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に示された次の各号に掲げる者を含むこととする。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 3 第1項第1号から第3号及び第5号に掲げる委員は、大学院医学研究科教授会議の同意を得て選出する。

（任期）

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、研究部長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要あると認めるとき委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。